

用途地域等に関する指定方針・指定基準の見直しについて

1 見直しの背景

- ・用途地域等の決定・変更は、公平性・透明性を確保し、適切な指定を行うために指定方針・指定基準に基づいて行われます。
- ・本市では、これまで、東京都が定めるものを準用する形で運用してきました。
- ・令和元年 10 月に準用元の「東京都の指定方針・指定基準」が改定されたこと、令和 6 年 3 月に「都市計画マスタープラン」を改定したことを踏まえ、令和 7 年 3 月に見直しを行いました。

2 他自治体の状況

- ・各市、用途地域等に係る都市計画決定の権限の移譲（平成 24 年）や都市計画マスタープランの改定のタイミングで、見直しを実施しています。
- ・見直しにあたっては、都内において統一的な指定を行う観点から、基本的には、東京都が策定する指定方針・指定基準の内容をベースに、計画の位置づけ、指定状況等を踏まえた内容としています。

〈 他自治体の状況 〉

	自治体数（西東京市除く）
見直し済	22 自治体
東京都の方針・基準をそのまま準用	3 自治体

3 東京都との協議について

- ・見直しについて東京都と協議を実施し、令和 7 年 2 月 27 日付 6 都市政士第 1062 号で「広域の見地から異存ない」旨の回答を得ています。

4 見直しの考え方

- ・東京都の方針・基準の記載内容を準用しつつ、都市計画マスタープランで示す将来像や市の用途地域等の指定状況などを踏まえ、見直しを行いました。

以下より見直し後の指定方針・指定基準をご覧ください。

西東京市 HP > 市政情報 > まちづくり > 用途地域等に関する指定方針・指定基準について

スマートフォン等で読み込むと HP にアクセスできます。 ➡

